資料4

令和３年度市営住宅使用料滞納者の法的措置について

１　法的措置

市営住宅使用料滞納者に対し，基準を定めて，明渡しの請求等に係る訴訟，訴え提起前の和解（即決和解）等の法的措置を講じている。

２　法的措置候補者の選定基準

滞納額が１０万円以上かつ３か月以上，又は滞納月数が９か月以上である者

※自己破産や過去に法的措置を行った者を除外

３　法的措置候補者への対応フロー

法的措置候補者選定通知

令和2年4月1日付けで選定した者	121世帯	令和2年10月1日付けで選定した者	4世帯
うち　納付指導に応じない者	57世帯	うち　納付指導に応じない者	4世帯
うち　納付誓約履行中の者	64世帯	うち　納付誓約履行中の者	0世帯

↓

第1回来庁要請書（納付指導に応じない者のうち，期限までに連絡がない者）

4月1日付けで選定した者	44世帯	10月1日付けで選定した者	0世帯

↓

第2回来庁要請書（第1回来庁要請対象者のうち，来庁していない者）

4月1日付けで選定した者	14世帯	10月1日付けで選定した者	0世帯

↓

納付誓約書未提出者　4世帯 → 最終催告書兼住宅明渡予告書及び連帯保証人に対する納付要請書送付対象者　4世帯

↓

法的措置対象者　4世帯

↓

明渡の請求等に係る訴訟　2世帯

自主退去　1世帯
自主退去の準備中　1世帯